

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、当該期間の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料について、免除申請を行った記憶があるが、未納期間となっている。申立期間の前後の期間も免除申請を行っており、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く昭和46年4月から平成10年3月までの期間において、26年間の長期にわたり申請免除が承認されていることから、途中の申立期間の1年間のみ、免除申請を行っていなかったとは考え難い。

また、申立人は、「申立期間当時、定職に就いておらず、家計は厳しかったと思う。」としている上、申立人の妻については申立期間において申請免除が承認されている記録となっていることから、申立期間及び申立期間の前後で収入状況の変化は無く、申立期間の申請免除が承認され得る状態であったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年4月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和17年6月から同年9月までは60円、同年10月から18年7月までは70円、同年8月から19年2月までは110円、同年3月から20年3月までは150円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人のA社B工場における資格取得日は、昭和20年4月1日であったと認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から20年4月1日まで
② 昭和20年4月1日から21年3月3日まで
③ 昭和22年7月30日から25年8月1日まで

昭和13年4月に、尋常高等小学校を卒業し、学校からの紹介でA社C工場に入社した。現役兵として召集され、19年11月に航空教育隊に入営するまで、同社C工場勤務しており、また、復員後は同社B工場に復帰し、25年7月末まで勤務していた。

私のA社における厚生年金保険の記録が、昭和21年3月3日から22年7月30日までになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が、自身と同期入社であったとする同僚二人は、労働者年金保険法が制定された昭和 17 年 1 月 1 日に、A 社に係る同保険被保険者資格の取得の手續が行われたことが確認できることから、申立人が同社で勤務していたことが認められる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、昭和 17 年 1 月 1 日に A 社に係る労働者年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、同被保険者台帳には同資格を喪失した年月日が記載されておらず、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できることから、管轄社会保険事務所における、申立人に係る厚生年金保険の記録管理は十分に行われていなかったものと認められる。

一方、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和 20 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨記載されており、同名簿の備考欄に「応召」と記載され、申立人と同様に同社に在籍したまま陸海軍に徴集又は召集されたと考えられる被保険者 20 人が、同年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、D 県 E 部 F 局 G 課が発行する軍歴証明書によると、申立人は、昭和 19 年 12 月 1 日に陸軍に現役兵として入営し、21 年 6 月 15 日に現役満期となっていることが確認できるところ、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間とし算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の基礎となる被保険者期間とするべきであるものと考えられる。

これらのことから、申立人の A 社における資格取得日は、労働者年金保険法が施行された昭和 17 年 6 月 1 日、資格喪失日は 20 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和 17 年 6 月から同年 9 月までは 60 円、同年 10 月から 18 年 7 月までは 70 円、同年 8 月から 19 年 2 月までは 110 円、同年 3 月から 20 年 3 月までは 150 円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、「同社は H 空襲に際し、C 工場を全焼し、B 工場に工員機動配置、作業復興致し居る處、健保、年金両保険者名簿及被保険者證焼失致し番号及適用年月日不明な所あり。」と記載されており、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和 20 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失した被

保険者 105 人のうち 57 人が、同社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、同日付けで同資格を取得していることが確認できる。

また、D 県の担当者は、「申立人は、昭和 19 年 12 月 1 日に現役兵として入営し、20 年 12 月 26 日に帰休除隊しているものの、21 年 6 月 15 日に現役満期となっていることから、同日まで軍人としての身分を持っている。」と回答していることから、申立期間②についても陸軍に召集された期間であることが認められる。

したがって、申立人は、申立期間②において、陸軍に召集されていた期間であったこと、及び復員後、A 社に復職し、昭和 21 年 3 月 3 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから判断すると、申立期間①と同様に当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 の適用を受けるべき被保険者であったと認められることから、申立人の同社 B 工場における資格取得日を 20 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ 1 万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、申立人は、「A 社 B 工場では昭和 25 年 7 月末頃まで勤務していた。」と主張しているが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、事業主及び申立人が記憶している複数の同僚は死亡又は連絡先不明となっていることから、申立人の申立期間③に係る同社同工場での勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

また、申立人が、自身より後に A 社 B 工場を退職したとする同僚二人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、それぞれ昭和 21 年 11 月 1 日、22 年 2 月 4 日となっていること、及び申立期間③の一部である、23 年 9 月 1 日から同年 9 月 20 日までの期間は、申立人は他社に係る厚生年金保険被保険者資格を有していたことが確認できる。

さらに、A 社 B 工場における資格喪失日を昭和 25 年 8 月 1 日としている根拠について、申立人は、「保管していた 34 年 5 月付けの履歴書から同社の資格喪失日を特定した。」と主張しているものの、当該履歴書の記載内容は、前述の軍歴証明書に記載されている応召日や復員日及びオンライン記録により確認できる同社 B 工場における勤務実態と相違している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月まで

私は、申立期間当時の年金手帳は紛失してしまったが、当該手帳に検認印を押してもらった記憶があり、申立期間の国民年金保険料を納付したので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時の年金手帳は紛失してしまったが、当該手帳に検認印を押してもらった記憶があり、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、「私が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していた。」と主張しているものの、昭和 46 年 4 月 1 日に交付された申立人の夫の国民年金手帳に、45 年時点における国民年金保険料の納付状況の通知書が貼付されており、申立期間を含む 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間に係る申立人の夫の国民年金保険料が未納となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月 6 日から A 医師会附属准看護学院（以下「准看護学院」という。）に在学する看護学生として B 病院に勤務しており、同学院を 47 年 3 月末日に卒業するまでは、午前中は同病院に勤務し、午後は同学院に通っていた。同学院を卒業後の同年 4 月からは全日勤務になり、48 年 6 月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、46 年 9 月 1 日から 47 年 4 月 1 日までの期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないので調べて、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 病院において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述及び A 医師会の担当者の供述から、申立人が申立期間において、看護学生として同病院に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人と同様に、看護学生として B 病院に勤務していた同僚の厚生年金保険被保険者記録を見ると、申立人と同じく昭和 45 年 4 月に准看護学院に入学した同僚及び申立人より 1 学年下となる 46 年 4 月に入学した複数の同僚は、いずれも入学とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、同年 9 月 1 日に資格を喪失し、卒業後にそれぞれ、再度、資格を取得していることが確認できる上、申立人より 2 学年下となる 47 年 4 月に入学した複数の同僚については、入学した時期には資格を取得しておらず、卒業後に初めて資格を取得していることが確認できることから、同病院は、申立人を含む看護学生について、当初は厚生年金保険に加入させていたものの、何らかの理由により、46 年 9 月 1 日以降、看護学生については厚生年金保険に加入させない取扱いに変更した事情がうかがわれる。

また、申立人と同様に、昭和 46 年 9 月 1 日から准看護学院卒業時までの期間について、B 病院における厚生年金保険被保険者記録が無い複数の同僚は、「同被保険者記録が無い期間についても継続して勤務していたが、当該期間に厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かは不明である。」と供述している上、申立人より 2 学年下の看護学生であった同僚は、「看護学生であった期間は厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかったと思う。」と供述している。

さらに、B 病院は、昭和 61 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同僚の供述によると申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 39 年 5 月 1 日から 40 年 6 月 21 日まで

私は、昭和 39 年 2 月に A 社 B 支店に C 職社員として雇用されたが、給与は 2 万円の固定給に歩合給を上乗せして支給されていた。その後、同年 5 月 1 日に同社の関連会社である D 社に転籍となったが、月に 20 万円から 60 万円ぐらいの給与が支給されており、同社が倒産する直前の 40 年 4 月頃からは 7 万円ぐらいの給与であったことを覚えている。

しかし、年金事務所で確認した両社の厚生年金保険被保険者期間における標準報酬月額が、実際の給与額より著しく低いことに驚いており、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び同僚の供述から、申立期間①及び②において、A 社 B 支店及び D 社から申立人に支給されていた給与は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であったことがうかがえる。

しかしながら、A 社及び D 社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、両社の事業主の連絡先は不明であること、並びに申立人は、厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書等を保管していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

また、申立期間①について、申立人は、「A 社 B 支店における標準報酬月額は 1 万円となっているが、固定給 2 万円と歩合給が支給されていた。」と主張しているものの、申立期間前後に申立人と同様に、C 職社員として同社同支店で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 4 人の標準報酬月額は 1 万

円と記録されていることが確認できる上、供述の得られた一人は、「私の会社における標準報酬月額が正しいと思う。」と供述している。

さらに、申立期間②について、D社のC課に所属していた申立人の上司二人は、「同社のC職社員は、固定給と歩合給が支給されていたが、給与の大部分が歩合給であったため、毎月の給与額は大きく違っていた。そのため、同社が社会保険事務所（当時）に届け出ている給与額は固定給のみの部分であったと認識している。」「申立人と同様に私も30万円以上の給与を支給されていたが、申立期間当時の標準報酬月額は3万6,000円となっている。C職社員の場合、固定給と歩合給を併せて給与として支給しており、標準報酬月額は固定給の記録であると思う。」とそれぞれ供述している上、同社の複数の従業員も、「会社における自身の標準報酬月額が正しいと思う。」と供述している。

加えて、申立人は、「申立期間②において、月額20万円から60万円程度の給与が支給されていた。」と主張しているものの、昭和39年5月1日から40年4月30日までの期間の標準報酬月額の上限額は3万6,000円であり、かつ同年5月1日から同年6月1日までの期間は、標準報酬月額の上限額は6万円となっている。

その上、申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備はなく、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

このほか、申立人の申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。